

## 実質化された清末大新田地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	清末大新田地区(大原集落(一部)、明德集落(一部))	令和5年3月31日	

## 1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	43.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	33.2ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2.2ha

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

## 2 対象地区の農業の現状及び課題

当地区は、水稻及び園芸作物の生産が盛んな農業地帯であるが、近年の農業者の高齢化と都市化により、耕作放棄地が目立つようになっている。

このような状況の中、地域の農地を守り営農の効率化を図るため、平成30年7月に(農)清末東ファーム、令和3年9月に(株)アグリハウス安永が設立され、個人の担い手4経営体とともに農地の集積・集約化に取り組んでいる。

しかしながら当地区は、穴田ため池筋と茶屋ため池筋とに水系が分かれており、かつ水路施設等も旧態の土開路や井堰の老朽化等が進んできており、新規園芸作物や水稻の効率化に支障があった。

そこで、大新田地域の2水系の農業形態の集約化を図り、より農地の集積が行える環境を作るとともに、多様な担い手の育成と耕作放棄地の解消及び地域全体で農用地を活用する仕組みづくりを検討していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

コスト低減の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

また、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

#### 4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大新田地区の中心経営体は6経営体おり、うち法人(認定農業者)が2経営体、個人が4経営体(うち認定農業者2経営体)である。水田利用は中心経営体である認定農業者4経営体と2経営体を中心に担い、畑利用については個人農家を中心に担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。  
農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	6 経営体		30.3 ha		32.5 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農用地の集積、集約化の方針※  
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

農地中間管理機構の活用方針※  
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

基盤整備事業への取組方針※  
補助事業等を活用し、老朽化している農業用揚水路や施設の整備に取り組む。

多様な経営体の確保・育成の取組方針※  
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針※  
作業の効率化が期待できる防除作業は、JAへの委託を活用する。

鳥獣被害防止対策の取組方針  
ヌートリアやカモ、ヒヨの食害が見られるため、目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。

スマート農業への取組方針  
農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の活用を進める。

新規・特産化作物の導入方針  
恋の予感などの多収米の作付けに取り組む。